消防救急広域化の進捗状況について

平成25年4月8日 消防局

1 経 緯

平成20年3月 静岡県消防救急広域化推進計画策定(県下3圏域)

平成 21 年 8 月 中部 5 市長会議…「静岡市が消防事務の委託を受けて運営した い」(静岡市長が意向を示す)

平成21年10月 中部地域(5市2町)首長会議…「静岡市が考える広域化原案」 を各市町に示した

平成22年2月 中部圏域首長会議(静岡県主催)…静岡地域(3市2町:静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町)で広域化合意

平成 22 年 6 月 静岡県消防救急広域化推進計画変更(県下 8 圏域) " 静岡市消防救急広域化推進本部設置

平成22年8月 静岡地域消防救急広域化運営協議会設立準備会設立総会

平成24年5月 第1回協議会総会(設置は6月1日)…協議会組織・予算・事業計画の承認

平成24年8月 第2回協議会総会…広域消防運営計画案の中間報告

2 現 況

平成24年10月を目途に策定を進めてきた広域化後の消防の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」は、「職員配置、経費負担」の重要項目について、なお、慎重な協議が必要なことから、25年度も引き続きの協議となっている。

併せて、消防救急無線デジタル化及び消防総合情報システムの整備費負担割合 についても慎重な協議が必要となっている。

3 今後の方針

「職員配置、経費負担」の項目について、市町間の合意を得て、平成 25 年 9 月を目途に「広域消防運営計画」策定を目指すとともに、消防救急無線のデジタル化整備費、消防総合情報システムの整備費についても、市町間の合意を得て整備を進める。(※デジタル化整備については、デジタル無線移行期限までに整備を完了するには、早急に工事契約手続きに着手する必要がある。)

また、平成 28 年 4 月の広域化に向けた移行準備計画を策定し、具体的な準備作業(事務事業・例規整備、イニシャル整備等)を実施するための体制づくりを行う。

(1) 検討体制

引き続き静岡市が中心となって協議を進めていくため、静岡市内部の合意形成 について関係部局(財政、人事、行政管理)と調整を図りながら、静岡地域の協 議を進めていく。

- ア 静岡地域消防救急広域化運営協議会 (3市2町)
- イ 静岡市消防救急広域化推進本部

4 今後の課題

(1) 具体的協議の再開時期

具体的協議の再開時期については、市町間協議により調整が必要。(協議再開については、消防局内及び静岡市全体としての意志形成を行う。)

(2) 広域消防運営計画の策定

ア 早期策定のための内容検討は、協議が再開した際にすぐ取り掛かれるよう事前準備しておく。

イ 国への特別交付税 500 万円の請求

(3) 消防救急無線のデジタル化及び消防総合情報システム整備について

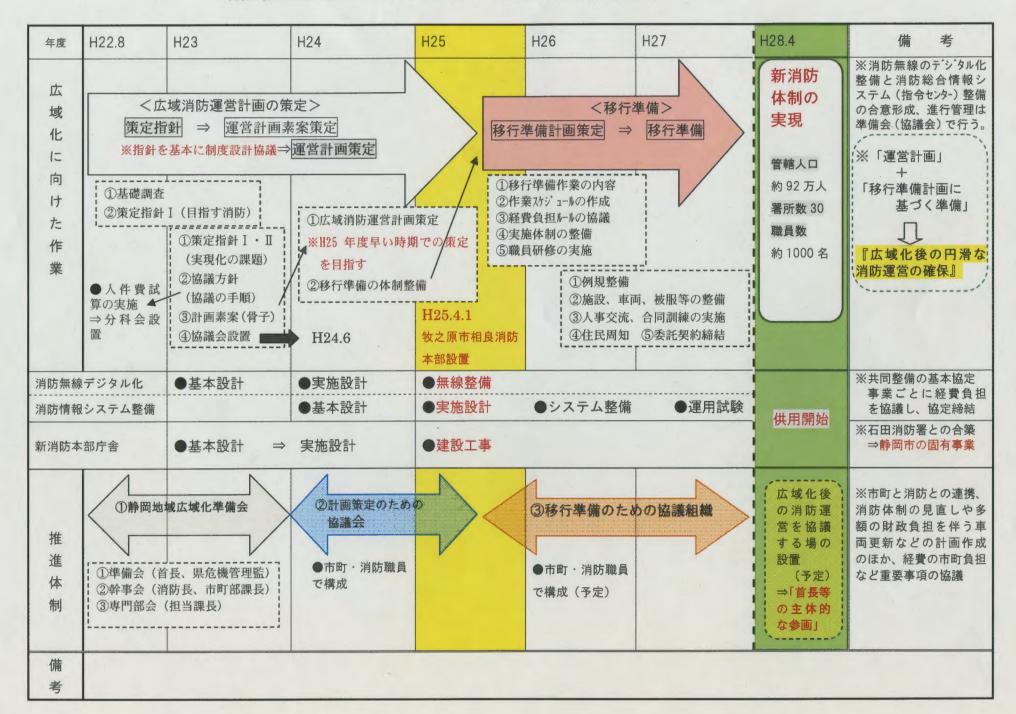
ア デジタル化整備については、広域化とは別事業ではあるが、連携しているため、広域化を見据えた事業展開となる。

イ デジタル化整備工事及び情報システム設計業務に係る事務手続きは、静岡市 が委託事業として行うが、内容協議は協議会を通じて、指令課と連携をとりな がら進める。指令課の担当事務と協議会の連携

5 特記事項

- (1) 牧之原市は、相良地区に新消防庁舎を建設し、平成 25 年度から牧之原市相良消防本部を単独消防として運用を始めた。
- (2)島田市消防本部は平成24年度末をもって、焼津市との指令業務委託を解消し、25年度から指令業務の単独運用(小規模システム導入済み)を始めた。
- (3) 志太地域(焼津市、藤枝市) については、平成25年3月31日に志太消防本部として広域化を実現した。静岡地域との広域化は、当面は無いと考えられるが、静岡地域の各市町議会の関心も高いことから、広域化の可能性について考えていく必要はある。

消防救急広域化に向けた作業の年次計画と推進体制について



平成25年度 静岡地域消防救急広域化運営協議会体制

静岡地域消防救急広域化運営協議会

構成:各市町の首長及び県危機管理監

担当事務

- 〇広域消防運営計画の策定に関する事項
- ○消防救急広域化に係る調査及び研究に関する事項
- 〇消防救急広域化に係る広報活動に関する事項
- 〇その他消防救急の広域化に関し必要な事項

幹事会

構成:各消防本部の消防長、担当部課長(静岡市、島田市を除く。)及び 県危機管理部理事

担当事務

- 〇運営協議会に提案する必要な事項についての協議又は調整
- 〇消防救急広域化に必要な事項についての協議又は調整(専門部会の 調整を含む。)

専門部会(3部会)

総務財務、消防実務、通信

構成: 各消防本部担当課長又は市町

担当課長

担当事務

- 〇幹事会の協議に必要な資料の収集 及び整理
- 〇消防救急広域化に関する事務事業
- の調整及び調整案の作成

分科会

専門部会において必要に応じて設置

事務局(八人)

構成:構成市町の消防本部職員 担当事務

- 〇運営協議会の会議に関するこ と。
- 〇運営協議会の資料作成に関 すること。
- 〇運営協議会の庶務に関するこ と。
- 〇その他運営協議会の運営に 関して必要な事項

消防救急広域化とは

消防を取り巻く社会状況の変化

少子高齢化 人口減少 災害出動件数 の増加

災害の大規模化

消防需要の複雑・多様化

消防の課題

現場要員の 拡充 初動出動体制の対応

大規模災害への対応

特殊災害への 対応

消防救急広域化の必要性

〇市町は当該市町区域における消防を十分に果たすべき責務を有する。 〇市町の消防力は十分ではないという問題は広域化のメリットにより解決 が可能である。

消防救急広域化の効果

- 2 大規模災害 への対応強化
- 3 管轄区域を 越えた出動
- 4 特殊車両の同時出動

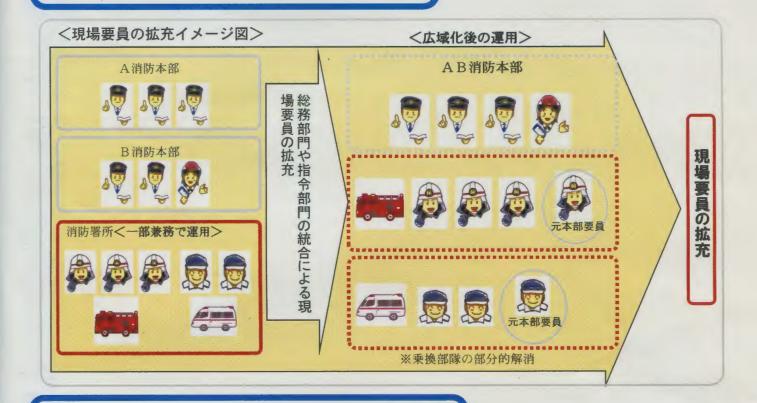
1 現場要員の 拡充



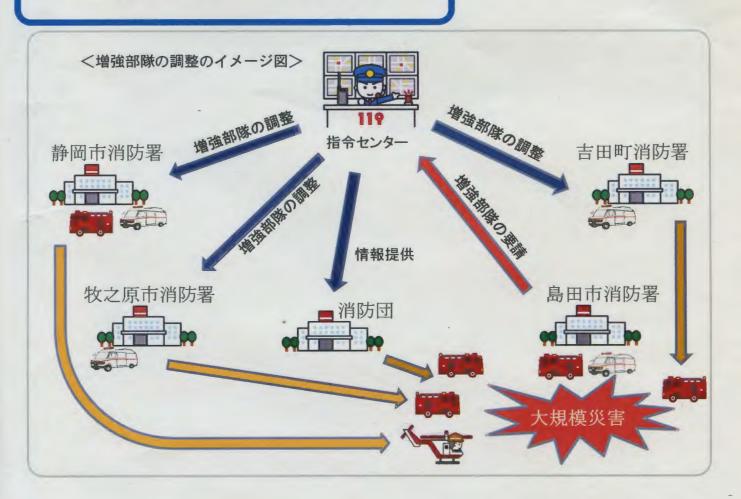
5 組織の活性 化と資質の向上

住民サービスの向上

1 現場要員の拡充



2 大規模災害への対応強化







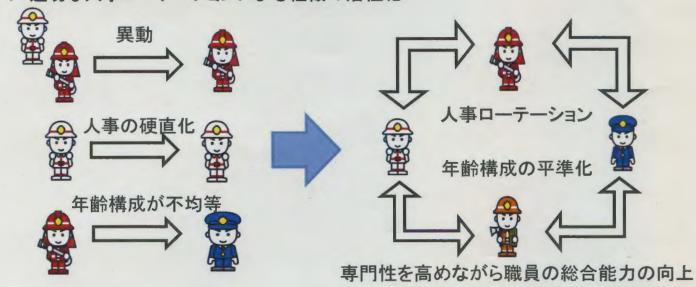
5 組織の活性化と職員の資質向上

<現状と課題>

- 1 署所数、職員数の制約による限定的な人事異動に留まっている。
- 2 住民ニーズや災害の多様化に対応するための組織全体のレベルアップが求められる。
- 3 人材育成(研修・派遣)充実への積極的な取組が求められる。

<広域化によるメリット>

1 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



2 業務の高度化・専門化による消防力の強化



火災原因調査技術の向上



査察・指導体制の強化



救急救命士の専従化の推進





特別高度救助隊や消防航空隊(消防ヘリ)への人事配置により高度で 先駆的な技術を習得し、組織全体で救助技術の高度化を図る。

- 3 研修・派遣の充実強化による職員の資質向上、士気の高揚
- 〇消防大学校、消防学校などでの研修体制の一層の充実
- 〇総務省消防庁、静岡県危機管理部などへの職員派遣

6 静岡市の資源の活用

1 消防音楽隊の活用







広報活動の充実

2 地震体験車の活用







防災意識の醸成